

令和3年度 保育料表（案）

世帯の階層区分		利用者負担額（1人につき）	
階層区分	定義	0歳～2歳児	
		標準時間	短時間
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
第2	第1階層を除き、市町村民税非課税世帯	0	0
第3	第1階層を除き、市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	11,400 (5,200)
第4		48,600円以上 (77,101円)	21,300 (9,000)
第4		97,000円未満	21,300
第5		97,000円以上 133,000円未満	27,700
第6		133,000円以上 169,000円未満	34,200
第7		169,000円以上 235,000円未満	41,100
第8		235,000円以上 301,000円未満	47,700
第9		301,000円以上 349,000円未満	55,500
第10		349,000円以上	60,300

※第2階層、第3階層、第4階層一部の（ ）内は、ひとり親世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯の第1子の金額です。この表の年齢区分は4月1日時点の年齢です。

- 二人親世帯の第3階層以上の階層において、同一生計に児童の兄弟がいる場合は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

（裏面に続く）

<ひとり親世帯又は在宅障がい児（者）のいる世帯について>

- 第3階層に該当する場合の第1子は、表示金額から1,000円減額し半額、第2子以降は無料となります。
- 第4階層に該当する場合で市民税所得割額77,101円未満の場合、第1子は9,000円、第2子以降は無料となります。
- 第4階層に該当する場合で市民税所得割額77,101円以上の場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
- 第5階層～第10階層に該当する場合は、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

(保育料の算定について)

*保育料算定の対象となる児童の年齢は、4月1日時点の年齢です。

1. 保育料は、原則父母の市民税所得割額により算定します。
4月分～8月分の保育料・・・令和2年度市民税所得割額の合算により決定
9月分～3月分の保育料・・・令和3年度市民税所得割額の合算により決定
2. 保育料を算定する際の市民税額には、住宅借入金（取得）等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等は適用しません。
3. 父母の1年間の所得金額が38万円未満の場合で、祖父母等（所得金額が38万円以上の場合に限る）がいる場合は、最多納税者を「家計の主宰者」と認定して保育料算定の対象とします。
4. ひとり親世帯のうち、みなし寡婦控除制度対象者の方は幼児教育課までご連絡ください。
5. 同一生計であることの確認ができない場合は、源泉徴収票や戸籍謄本が必要になります。